

北 陸 支 部 規 程

2013年6月25日理事会決イ)

2015年7月17日理事会決ロ)

第1条（名称） この支部は、日本建築学会北陸支部という。

第2条（事務所） この支部は、事務所を金沢市に置く。 イ)

第3条（地域・支部構成） この支部の地域は次の通りであって、日本建築学会一般規則（以下、「一般規則」という）第3条の規定により、この支部に所属する日本建築学会の会員をもって構成する。 イ)

新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県

第4条（目的・事業） この支部は、定款に規定する目的並びに事業に準拠して、必要な事業を行う。 イ)

第5条（支所） この支部は、活動の円滑を図るため、第3条に定める地域の各県に、この支部の補助機関として支所を置く。

2. 支所の設置と廃止は、支部総会の議を経、かつ理事会の承認を必要とする。 イ)

第6条（支部役員） この支部には、次の支部役員を置く。 イ)

支部長 1名

常議員 10名

支所長 5名

支部監事 1名以上 ロ)

2. 常議員及び支所長の内、若干名を執行役員とする。 ロ)

第7条（支部役員を選任） 支部長は、理事の中から理事会が選任する。 イ)

2. 常議員は、地域内の県別に各2名の定数を、その県に在住する正会員のうちから、支部に所属する正会員の選挙によって決める。 イ)

3. 支所長は、その支所地域在住の正会員のうちから支所の推薦により、第15条に定める支部役員会（以下、「支部役員会」という。）が選任する。 イ)ロ)

4. 支部役員は、支部地域外に所属が変更となったときは、その資格を失う。 イ)

5. 常議員にあつては、県別に次点者から得票順に補欠者を定めることができる。ただし、同点者が2名以上ある場合の順位は抽選によって決める。 イ)

6. 執行役員は、每期支部長が選定して支部役員会の承認を経て指名する。 イ)ロ)

7. 支部監事は、每期支部長が選定して支部役員会の承認を経て指名する。 イ)

8. 支部監事は、他の支部役員を兼ねることはできない。 イ)

9. 常議員の選挙は、支部選挙細則によって行う。 イ)

第8条（支部役員職務） 支部長は支部を代表し、会務を掌理し、支部総会および支部役員会の議長となる。支部長に事故のある時は、支部長があらかじめ定めた常議員中

の1名がその職務を代行する。 イ)

2. 支部役員は会務を議決し、執行役員は支部長を補佐して、支部役員会の議決に基づいて、会務を処理する。 イ) ロ)
3. 支所長は支所を代表し、支所の会務を処理する。
4. 支部監事は、支部の経理ならびに会務の執行状況を監査する。 イ)

第9条(支部役員任期) 支部役員任期は2か年とし、6月に始まり翌々年5月に終る。ただし、支部長の任期は、理事としての在任期間とする。 イ)

2. 常議員は毎年その半数を交代する。ただし、重任することができる。
3. 補欠による支部役員任期は、前任者の残任期間とする。 イ)
4. 支部役員は、その任期満了後も後任者の就任までは、なおその職務を行う。 イ)
5. 支部監事の重任は妨げない。

第10条(支部役員補充) 支部長が欠けたときは、定款第30条により補充することができる。 イ)

2. 常議員に欠員が生じたときは、支部選挙細則で定められた補欠者の中から補充する。 イ)
3. 支部監事に欠員が生じたときは、第7条の規程を準用する。

第11条(支部総会) 支部通常総会は毎年1回、支部長がこの支部に所属する正会員を招集して開く。 イ)

2. 支部臨時総会は、支部役員会が必要と認めたとき、または支部所属正会員の10分の1以上から請求があったときに支部長が招集して開く。 イ)

第12条(支部総会の議決事項、報告事項) 支部総会は、この規程で別に定める事項のほか、次の事項を議決または承認する。 イ)

- (1) 支部規程の変更
 - (2) 支所の設置ならびに廃止
 - (3) その他支部役員会で必要と認めた事項 イ)
2. 次の事項は、支部総会において報告を行うこととする。 イ)
 - (1) 支部の事業計画および収支予算 イ)
 - (2) 支部の事業報告および決算報告 イ)

第13条(支部総会の議決) 支部総会は、この支部に所属する正会員の30分の1以上の出席によって成立する。 イ)

2. 支部総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。 イ)
3. この支部規程の変更に関しては、出席正会員の4分の3以上の同意を必要とする。

第14条(支部総会の議決権) 正会員は、各1個の議決権をもつ。 イ)

2. 議決権の行使は、他の出席正会員に委任することができる。
3. 前項による委任は出席とみなす。

4. 第11条第3項の通信による支部総会の成立及び議決は、その回答をもって第13条第1項に定めた出席者とみなして行い、議決に関してはこの条の第1項及び第13条第2項を適用する。 イ)

第15条（支部役員会の構成・任務） この支部は、本条第3項に定める議決及び執行の機関として支部役員会を置く。 イ) ロ)

2. 支部役員会は、支部長、常議員及び支所長をもって構成する。 イ)

3. 支部役員会は、年2回以上支部長が招集して開き、この規程で別に定める事項の他、支部に関するいっさいの事項を議決する。 イ) ロ)

4. 支部選出の代議員及び第22条により設けた委員会の委員長（以下「執行委員会委員長」という。）は、支部役員会に出席して意見を述べることができる。 イ) ロ)

5. 支部監事は、支部長の要請に基づき、支部役員会に出席することができる。ただし、議決には加わらない。 イ)

第16条（支部役員会の議決） 支部役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。 イ)

2. 支部役員会は、通信によって行うことができる。その議決に関して第14条第4項を準用する。 イ)

第17条（執行役員会議） この支部に、支部役員会の運営を円滑に行うため、支部長及び執行役員並びに執行委員会委員長による執行役員会議を置く。 ロ)

2. 執行役員会議は支部の事業計画・予算案、事業報告・決算案の作成、重要な業務執行方針案の作成等の内容を協議することにより、支部長を補佐する。 ロ)

3. 執行役員会議の議長は支部長が務める。 ロ)

4. 支部選出代議員、支部役員、地方委員、支部監事は執行役員会議に出席し意見を言うことが出来る。 ロ)

5. 執行役員会議は、通信によって行うことができる。その議決に関して第14条第4項を準用する。 ロ)

第18条（経理・経費） この支部の経費は、本部からの交付金、支部基金または事業から生ずる収入、寄付金、その他の収入で支弁する。 ロ)

2. 寄付を受けるときは支部役員会の承認を必要とする。 イ)

3. 経理は、日本建築学会経理規則で定めたところによる。

第19条（会計年度） この支部の会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。 ロ)

第20条（予算・決算） この支部の収支予算および決算報告は、支部役員会の議決を経た後、本部への報告を必要とする。 イ) ロ)

第21条（支所の運営） 支所の機構・運営などについては、支部役員会に承認を必要とする。 イ) ロ)

第22条（委員会） この支部が運営並びに目的達成のため委員会を設ける場合は、支部役員会の議を経て設置し、支部長から委員を委嘱する。また、委員会の廃止および委員の

解囑の場合も同様とする。 イ) ロ)

2. 委員会の組織・運営に関しては、支部役員会で別に定める。 イ)

第23条（地方委員） この支部は、支部役員会との連絡上必要な地方に支部役員会の議を経て、地方委員を置くことができる。 イ) ロ)

第24条（補 則） この規程に特に明示していない事項は、すべて定款および一般規則に準拠するものとする。 イ) ロ)

第25条（規程の改廃） この規程の改廃は、支部総会の議を経て理事会の決議によって行う。 イ) ロ)

附 則

1. この規程は、附則で別に定める事項を除いて、1999年11月11日から施行する。
2. この規程第9条の改正によって生じた常議員の任期の変動は次による。
 - (1) 1998年1月に就任した常議員の任期は2000年5月までとする。
 - (2) 1999年1月に就任した常議員の任期は2001年5月までとする。
3. この規程は、2013年6月25日から施行する。 イ)
4. この規程は、2015年7月17日から施行する。 ロ)